

環境と産業の 未来のために

2003.10 Vol.11

No. 32



No.32 CONTENTS

- ◆就任のご挨拶 産廃振興財団専務理事 浜田康敬
- ◆産廃特別措置法基本計画策定
- ◆「産廃税在り方検討会」
の中間的な論点整理について
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- ◆不法投棄防止対策検討委員会報告(その3)
- ◆債務保証業務シリーズ14
階段式ストーカ炉が完成リサイクル率90%以上
(株)フジコー 白井事業所

産廃振興財団NEWS



財団 産業廃棄物処理事業振興財団
法人

就任のご挨拶

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

私こと、平成15年7月1日付けをもって当財団の専務理事に就任いたしましたので、この誌上をお借りしまして一言ご挨拶申し上げます。

近年、循環型社会の形成は避けて通れないわが国の道筋として社会的に認識されるようになり、廃棄物の減量化・再生利用・適正処理の問題への取り組みの重要性が一層増しています。

そのような中で、産業廃棄物処理事業の振興等に関する業務の遂行を通じて産業廃棄物の適正処理推進の一端を担っている当財団において、理事長を補佐する責任ある立場で仕事をさせていただくことになり真に身の引き締まる思いです。

私の産業廃棄物問題との直接的な拘わりは平成3年に旧厚生省で環境整備課長に着任した時になります。当時は折しも廃棄物処理法の20年ぶりの大改正が行われようとしていた時であり、産業廃棄物の処理についても特別管理廃棄物やマニフェストなどの制度が導入されるという画期的な時期でした。更に、そうした規制強化だけでなく、当財団が設立される根拠となった産業廃棄物を適正に処理するための施設整備を促進する法律の整備も行われようとしている時でした。

また、同省で水道環境部長を務めてい

専務理事
浜田 康敬



た頃には、豊島に象徴される産業廃棄物の不法投棄問題への各般の対応策が講じられつつあり、平成9年度の廃棄物処理法改正に盛り込まれた不法投棄原状回復基金の制度の運用に向けて、私も経済団体等に協力をお願いに行ったことを記憶しています。

その後、更に二度に及ぶ廃棄物処理法の改正などによって産業廃棄物問題への取り組みは一層強化されました。しかし、近年においても硫酸ピッチの不法投棄件数が急増するなど産業廃棄物対策の課題は少なくありません。特に環境省が施策の重点においている産業廃棄物処理業の近代化・優良化は、今後の循環型社会形成に欠かせない重要な課題だと思えます。

当財団は、政府と産業界のご指導ご支援を得つつ、産業廃棄物処理事業に対する債務保証、不法投棄原状回復事業への支援などを行ってきており、そうした中で廃棄物処理業界や都道府県等との連携関係も構築してきています。今後は、財団がそうした実績を糧に産業廃棄物に関する取組みに巾広く貢献して行けるよう私なりに努力したいと考えています。

関係の皆様のご鞭撻ご協力を切にお願いし、就任のご挨拶といたします。

産廃特別措置法基本計画策定

さきの通常国会で成立した産業廃棄物特別措置法では、平成10年6月以前に不適正に処分された産業廃棄物の撤去などに対して国が財政支援を行うこととしている。同法では国が策定した基本方針をもとに都道府県等が実施計画を定め、環境大臣と協議を行った後に、撤去に着手する。環境省では、このほど基本方針を策定し、10月3日に告示した。基本方針の全文を紹介する。

編集部

○環境省告示第百四号

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づき、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成十五年十月三日

環境大臣 小池 百合子

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針

一 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

1 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の早期対応の必要性

不法投棄等の産業廃棄物の不適正な処分は、公共の水域及び地下水の汚染、産業廃棄物の飛散流出等、地域の生活環境の保全上の支障を生じさせているばかりでなく、投棄された産業廃棄物が国民の目に見える形で長期間放置されることにより、現在行われている及び将来にわたり行われる産業廃棄物処理に対しても、

同様に不適正処分がされている、されるのではないかとの国民の不信感を引き起こす等、循環型社会の形成を阻害する要因となっている。

これまで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正が平成十二年まで数次にわたり行われ、産業廃棄物に係る不適正処分の早期対応に対しては相当程度効果を上げてきたところであり、特に平成九年の改正によって、平成十年六月十七日以降に不適正処分が行われた産業廃棄物

に係る生活環境の保全上の支障の除去等の措置については、廃棄物処理法第十三条の十二に規定する適正処理推進センター（以下「適正処理推進センター」という。）の協力の制度が整えられたところである。しかし、平成十年六月十七日より前に行われた産業廃棄物の不適正処分については当該制度の対象ではなく、かつ、既に五年以上が経過していることにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれが多い事案が多く存在している。

このため、特定産業廃棄物

に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号。以下「特別措置法」という。）が制定され、特定産業廃棄物（特別措置法第二条第一項に規定する特定産業廃棄物をいう。以下同じ。）に起因して生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある大きい全ての事案について、今後十年の期間内に計画的かつ着実に問題の解決に取り組むこととなった。

2 支障の除去等を行う必要がある特定産業廃棄物の実態把握等

特定産業廃棄物に起因して生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案については、平成二十四年度までのできる限り早期にその問題解決を図る必要がある。この場合において、「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう。

このため、都道府県又は保健所を設置する市（以下「都道府県等」という。）は、特定産業廃棄物の実態を把握するために、現地の確認を行う等により、積極的な調査に努め

るものとする。また、この実態調査により明らかとなった全ての事案について、特定産業廃棄物の種類及び量の把握に努めるとともに、支障の除去等（特別措置法第二条第二項に規定する支障の除去等をいう。以下同じ。）を行う必要があるかどうかの検討に努めるものとする。なお、都道府県にあっては管下市町村と協力して調査を行うものとする。

支障の除去等を行う必要があると判断した事案については、速やかに廃棄物処理法第十八条第一項に基づく報告徴収、廃棄物処理法第十九条第一項に基づく立入検査等を通じて支障の程度及び状況についての把握を行い、経済的、技術的に最も合理的な手段を選択して、廃棄物処理法第十九条の五又は廃棄物処理法第十九条の六に基づく措置命令（以下「措置命令」という。）の発出等の対応を行うものとする。

措置命令の対象範囲を定める場合において、特定産業廃棄物に起因して当該特定産業廃棄物と密接不可分の近傍の土壌が汚染されている場合等については、発生している生活環境の保全上の支障の程度及び汚染拡大を防止するための対策を考慮し、必要な範囲において措置命令を発出するものとする。

これらの手続によってもなお支障の除去等が完了しない場合には、都道府県等は特別措置法第四条に規定する実施

計画（以下「実施計画」という。）を策定し、及び特定支障除去等事業（特別措置法第二条第四項に規定する特定支障除去等事業をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

都道府県等の区域内に支障の除去等を行うべき事案が複数存在しており、同時に支障の除去等を行うことが困難な場合においては、周辺的生活環境への影響の大きさに応じ、優先順位を付けて計画的にその支障の除去等を推進するものとする。

国においては、都道府県等の調査結果を基に、特別措置法の対象となり得る不適正処分的事案数、廃棄物の量及びその状況について、定期的に全国的な調査結果の取りまとめ及び公表を行い、特別措置法の施行に反映させるものとする。

3 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及

産業廃棄物の不適正処分に関する一義的な責任は、当該不適正処分を行った行為者にあり、不適正処分に係る支障の除去等の措置は当該行為者に行わせるべきものであるが、産業廃棄物の処分に至るまでの間にその適正な処理の実施を確保することを怠った者も、不適正処分の行為者と同様に当該支障の除去等に関する責任を有している。このため、特定産業廃棄物についても、特定産業廃棄物の処分を行った者等（廃棄物処理法第十九

条の五第一項に規定する処分者等及び廃棄物処理法第十九条の六第一項に規定する排出事業者等をいう。以下同じ。) に対して、都道府県等は、措置命令を発出して当該特定産業廃棄物に係る支障の除去等の措置を行わせるものとする。なお、特定産業廃棄物の処分を行った者等として、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は廃棄物処理法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者、廃棄物処理法第十二条第三項又は第四項その他の規定に違反する委託を行った者、産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票をいう。以下同じ。）に係る規定に違反した者、当該不適正処分の斡旋者若しくは仲介者又は不適正処分が行われることを知りつつ土地を提供する等した土地所有者及び産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるとの注意義務に違反した排出事業者等が含まれるものである。

この場合において、産業廃棄物管理票、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第六条の二第三号に規定する委託契約書、特定産業廃棄物から判明した事業所

名又は住所等の情報等によって特定産業廃棄物の処分を行った者等を明らかにするとともに、これらの者に対して、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分に関する報告徴収又は立入検査を適切に行うことにより、特定産業廃棄物が生じた原因及び処分経路並びに措置命令の対象範囲等を明らかにするものとする。

また、特定産業廃棄物の処分を行った者等が不明である場合においても、廃棄物処理法第十九条の八第一項に基づく公告の手続を行うとともに、引き続き特定産業廃棄物の処分を行った者等を明らかにするよう努めるものとする。

国においても、都道府県等が行う当該特定産業廃棄物の処分を行った者等に係る調査及び責任の追及に協力するものとする。

二 特定支障除去等事業その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する事項

1 支障の除去等を講ずる必要がある事案に関する事項

特定産業廃棄物に係る事案のうち、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、廃棄物処理法第十九条の八第一項各号のいずれかに該当するものについては、特定支障除去等事業として都道府県等自らが速やかに支障の除去等を行うこととし、実施計画を定めるものとする。

実施計画を定めるに当たっ

ては、特定産業廃棄物に係る事案の概要として特定産業廃棄物に起因してどのような生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるかについて明らかにするとともに、生活環境の保全上達成すべき目標について明らかにするものとする。

なお、複数の都道府県等の区域にまたがっている特定産業廃棄物に係る事案については、当該事案に係る特定産業廃棄物が一体のものであるとして生活環境の保全上の支障及び周辺環境への影響を明らかにし、当該都道府県等の合意の下に当該事案に係る全体的な対策方針を共有した上で、各都道府県等において実施計画を定めるものとする。

2 特定支障除去等事業の実施に関する事項

(1) 特定支障除去等事業の実施範囲の把握

特定支障除去等事業の実施に先立って、支障の状況に関する調査を行い、特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等が存在する範囲並びに当該特定産業廃棄物の種類及び量等を確定するものとする。廃棄物処理法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物その他これに相当する性状を有する特定産業廃棄物（以下「有害産業廃棄物」という。）が存在する場合には、その他の特定産業廃棄物と区別して、有害産業廃

棄物が存在する範囲、種類及び量等を確定するものとする。

また、支障の除去等については、措置命令の対象の範囲内（特定産業廃棄物の処分を行った者等を知ることができない場合にあっては廃棄物処理法第十九条の八第一項に基づく公告の内容の範囲内）で行うものとする。

(2) 特定支障除去等事業における有害産業廃棄物とその他の産業廃棄物

特定産業廃棄物のうち、有害産業廃棄物とその他の産業廃棄物の区分については、次により行うことを基本とする。また、これにより難しい場合であっても、有害産業廃棄物が含まれる範囲が全て明らかになるように調査を行うものとする。

なお、外観等から特定産業廃棄物の性状が単一であり、有害産業廃棄物が含まれていないことが明らかであると判断できる場合においては、これらの調査を行うことを要しない。

ア (1)において把握された特定産業廃棄物が存在する範囲の平面を概ね三十メートル四方の格子に区切り、かつ、当該格子を上面として、当該格子内において特定産業廃棄物が確認される最も深い地点を含む水平面を底面とする直方体のブロックに分割すること。

イ アのブロックごとに、それぞれの格子の中心点付近において特定産業廃棄物その他の試料の採取及び分析を行うこと。試料の採取方法としては、主としてボーリング調査によることとし、地表から特定産業廃棄物が確認されない深さまで行うこととする。また、ボーリング調査に代わり、素堀調査、溝掘り調査等の他の方法により調査を行ってもよいこととする。

ウ 特定産業廃棄物の種類がブロック内で大きく異なる等の場合には、必要に応じて、水平方向又は垂直方向に当該ブロックを更に区分して複数の小ブロックを設定し、それぞれボーリング調査等により試料の採取及び分析を行うこと。

エ アからウまでにより採取した試料を分析し、有害産業廃棄物が確認されたブロック又は小ブロックについては、当該ブロック又は小ブロックに含まれる産業廃棄物を有害産業廃棄物として扱い、有害産業廃棄物が確認されなかったブロック又は小ブロックについては、当該ブロック又は小ブロックに含まれる産業廃棄物を有害産業廃棄物以外の産業廃棄物として扱うこととする。

(3) 有害産業廃棄物の判断基準

次に掲げる特定産業廃棄物を有害産業廃棄物として判断するものとする。

ア 廃棄物処理法施行令第二条の四第一号に掲げる廃油、同条第二号に掲げる廃酸、同条第三号に掲げる廃アルカリ及び同条第五号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等

イ 感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物をいう。）

ウ 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業廃棄物をいう。）

エ アからウまでに掲げる特定産業廃棄物以外の産業廃棄物のうち、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）別表第一の各項の第一欄に掲げる物質を含むものであって、当該物質ごとに対応する当該各項の第二欄に掲げる基準に適合しないもの

(4) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の方法

支障の除去等の実施は、当該特定産業廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件等に応じて、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によるものとする。

基本的には次のアからウまでに掲げる方法によることとし、これにより難い場合にあっては、周辺環境への影響等をも勘案した上で、別の方法を採用することができることとする。

都道府県等は、支障の除去等の方法の選定における検討の状況、検討に用いた調査結果、特定産業廃棄物の処理の考え方を示すとともに、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用が適正であることを確認し、支障の除去等の具体的な方法を明らかにするものとする。

ア 特定産業廃棄物等の掘削及び処理

(1)及び(2)の調査により把握した特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等を周辺環境に影響を及ぼさないように掘削し、必要に応じて掘削された場所を汚染されていない土壌等により埋めること。

掘削した特定産業廃棄物及び土壌等について、特定産業廃棄物及び土壌等の種類ごとにその分別を十分に行うとともに、焼却、溶融、中和等、特定産業廃棄物及び土壌等の種類に応じた適切な処理方法を選択すること。また、選択した処理方法に則した施設において処理を実施するとともに、廃棄物処理法第十二条第

一項に規定する産業廃棄物処理基準その他の基準に基づく処理が行われていることを確認すること。

イ 原位置での浄化処理

(1)及び(2)の調査により把握した特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等について、溶融又は含まれている有害化学物質の抽出、分解その他の方法により、これらの特定産業廃棄物及び土壌等を掘削せずに処理すること。

当該特定産業廃棄物及び土壌等の処理に当たっては、必要に応じてその範囲の側面を囲み、当該特定産業廃棄物及び土壌等の下にある不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

処理作業の終了後、処理を行った特定産業廃棄物又は土壌等が生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれがないことを確認すること。

ウ 原位置覆土等

(1)及び(2)の調査により、有害産業廃棄物に該当する特定産業廃棄物が含まれていないことを確認すること。

把握された特定産業廃棄物について、生活環境の保全上の支障の原因となる有機性の産業廃棄物

等を十分に分別除去した上で、除去後に残された特定産業廃棄物が含まれる範囲の土地を、コンクリート、アスファルト又は汚染されていない土壌等により覆い、かつ、覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

(5) 特定支障除去等事業の実施期間

都道府県等は、特定支障除去等事業の事業期間及び終了予定時期について、廃棄物処理工程の段階等の区分に応じてあらかじめ明らかにするものとする。

(6) 特定支障除去等事業に要する費用の考え方

特定支障除去等事業に要する費用について、あらかじめその支障の除去等の方法等に応じた積算を行い、明らかにするものとする。

また、特定支障除去等事業に要する費用については、本来は特定産業廃棄物の処分を行った者等が負担すべきものであることから、都道府県等による特定支障除去等事業の実施に先立ち、特定産業廃棄物の処分を行った者等から確実に徴収されることが予定される金額として、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に基づき仮差押えがされた資産、最終処分までの注意義務を果たしていない排出事業者等から確実に徴収されることが予定される資産等を明らかにするものとする。

(7) 特定支障除去等事業に係る出えんの考え方

適正処理推進センターが廃棄物処理法第十三条の十三第五号に掲げる業務であって特定支障除去等事業に係るものを行う場合においては、有害産業廃棄物として扱うブロック又は小ブロックに係る当該有害産業廃棄物の処理に要する費用については補助率を二分の一とし、有害産業廃棄物以外の産業廃棄物として扱うブロック又は小ブロックに係る当該産業廃棄物の処理に要する費用については補助率を三分の一として、出えん額を算定するものとする。

また、生活環境の保全上の支障の拡散を防止するために必要な施設整備に要する費用及び周辺的生活環境のモニタリングに要する費用等の特定産業廃棄物の処理に要する費用以外の費用に関しては、有害産業廃棄物の量と有害産業廃棄物以外の産業廃棄物の量の比率により当該費用を按分してそれぞれ二分の一又は三分の一の補助率を適用することにより出えん額を算定するものとする。

適正処理推進センターが出えんを行った場合において、特定産業廃棄物の処分を行った者等から費用が徴収された場合には、出えん額を特定支障除去等事業に要する費用で除した割合を当該徴収された金額に乘じ

て得られる額を適正処理推進センターに返還するものとする。

(8) 特定支障除去等事業に係る起債の考え方

起債の算定基礎となる地方負担額については、当該特定支障除去等事業に要する費用から、適正処理推進センターの出えん額及び特定産業廃棄物の処分を行った者等から確実に徴収されることが予定される金額（適正処理推進センターに返還される金額を除く。）を減じた額とする。

3 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行う措置

(1) これまでに都道府県等が行った措置及び今後行おうとする措置の内容

特定産業廃棄物については、これまでも都道府県等により特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行政処分及び行政指導等が行われてきている。しかしながら、指導を開始した時期が遅くなったり、法的効果を伴う行政処分が講じられていなかった等の理由により、不適正処分が継続し、生活環境の保全上の支障が生じることとなった事案が散見される。

このため、都道府県等は、特定支障除去等事業を実施する事案について、特定産業廃棄物が存在した事実を確認した時期、地域住民からの情報提供の時期及び内

容並びにその対応状況、特定産業廃棄物が存在する区域への立入検査の経緯及び確認した支障の内容、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して廃棄物処理法に基づき行った報告徴収、立入検査、措置命令等の状況、現在に至るまでの期間に行うべきであった措置及び今後行おうとする措置の内容並びに当該措置の実施体制等について第三者である学識経験者等を交えて検証し、その検証の結果を明らかにするものとする。

なお、これらの検証を行った結果判明した組織上又は個人の責任及び当該責任に関して都道府県等において講じられた措置等について明らかにするものとする。

(2) 特定産業廃棄物の処分を行った者等から徴収する費用の考え方

特定支障除去等事業に要する費用については、本来は特定産業廃棄物の処分を行った者等が負担すべきものであり、廃棄物処理法第十九条の八第一項に基づく措置を講じた場合であっても、その責任を厳しく追及する必要がある。このため、特定支障除去等事業を実施する場合であっても、引き続き、措置命令、特定支障除去等事業に要する費用の徴収を特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行うものとする。

また、都道府県等は、特

定支障除去等事業に要する費用の算定に当たっては、廃棄物処理法第十九条の八第二項から第四項までの規定により特定産業廃棄物の処分を行った者等からの費用の徴収の見込み及びその算定根拠を明らかにするものとする。この場合において、特定産業廃棄物の処分を行った者等からの費用の徴収の見込みが過小とならないよう、都道府県等における費用の求償の方法等についても明らかにする必要がある。

廃棄物処理法第十九条の八第一項の規定に基づき都道府県等が自ら支障の除去等の措置を行った場合において、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する費用の徴収については、同条第五項の規定により準用する行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第六条の規定に基づき代執行に要した費用は国税滞納処分の例、すなわち、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第五章の規定の例により行うことができる。したがって、差押え、質問検査、搜索等の強力な権限行使が可能であることから、これらの手続に精通している都道府県税徴収担当部局の協力を得るなどして効果的に費用の徴収を行うものとする。このほか、民事保全法に基づく資産の仮差押え等、事業に要した費用の

徴収を容易にするための措置を適切に講ずるものとする。

(3) 不適正処分の再発防止策
都道府県等においては、実施計画の策定段階で行った特定産業廃棄物に係る事案の検証結果を踏まえ、今後の不適正処分の再発防止に向けた具体的な対策を明らかにするものとする。

特に、これまでに都道府県等が行ってきた措置に関して、不十分であったと検証された事項については、検証結果を踏まえた対策の充実を図るとともに、その実施状況について公表するものとする。

三 その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に際し配慮すべき重要事項

1 特定支障除去等事業の実施時における周辺環境影響への配慮

都道府県等が支障の除去等を行う場合においては、事業を実施する区域の周辺、産業廃棄物の搬出路周辺等において、水質汚濁、産業廃棄物の飛散等の生活環境への影響が生じないように、具体的な環境の保全のための措置を講ずるよう配慮するものとする。

また、特定支障除去等事業の実施に際して、周辺の生活環境のモニタリングを計画的に行うとともに、その結果を公表するものとする。あわせて、特定支障除去等事業の終了に際し、その事業効果を確認するためのモニタリング調

査を行い、その結果を公表するものとする。

特定支障除去等事業において事故及び不測の環境への影響が生じた場合に備えて、緊急時の関係者等に対する連絡体制、対応要領等について事前に整理するとともに、問題が生じた場合等にあつては、速やかに問題の解決を図るよう努めるものとする。

2 都道府県等相互の協力及び連絡調整

特定産業廃棄物には都道府県等の区域を越えて移動してきたものが多く見られることから、特定産業廃棄物が存在する都道府県等のみならず、特定産業廃棄物の排出事業者等が所在する都道府県等においても、当該排出事業者等に対する指導等を適切に行っていく必要がある。

このため、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する廃棄物処理法に基づく報告徴収及び立入検査を実施する場合には、これらの者が所在する都道府県等と特定産業廃棄物が存在する都道府県等とが共同して行うこととする。また、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行う特定支障除去等事業に要した費用の求償についても、これらの者が所在する都道府県等は、特定支障除去等事業を行った都道府県等の求めに対して積極的に協力するものとする。

複数の都道府県等の区域にまたがる特定産業廃棄物に係

る事案であって、それぞれの都道府県等が特定支障除去等事業を実施する場合には、当該事案に関する事業内容を一体のものとした全体的な対策方針を共有し、当該対策方針を踏まえてそれぞれの都道府県等が定める実施計画が効果的に周辺の生活環境の保全上の支障の除去等を行うものとなるよう、当該事業の内容、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及、周辺の生活環境対策等について十分な調整を図るものとする。

3 国における関係都道府県等 の間の連絡調整等

国は、都道府県等の支障の除去等に関する取組を促進するため、都道府県等における実施計画の策定状況及び事業実施状況について把握及び公表を行うとともに、特定産業廃棄物が存在する都道府県等と特定産業廃棄物の処分を行った者等が所在する都道府県等との調整を図ること及び情報交換の促進に努めるものとする。

また、国は、特定支障除去等事業が都道府県等において円滑に実施されるよう、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。複数の都道府県等の区域にまたがる特定産業廃棄物に係る事案については、関係都道府県等の間における全体的な対策方針等に関する調整及び情報交換の促進に努めるものとする。

4 関係市町村、住民への説明

特定産業廃棄物が存在する区域及びその周辺の市町村及び住民は、直接的間接的に生活環境の保全上の支障を被るおそれがあることから、都道府県等による特定支障除去等事業の実施に当たっては、その事業内容等について十分な理解を求めていくことが必要である。このため、都道府県等においては、実施計画の策定段階において、事業の内容、処理方法、周辺の環境対策等について関係市町村や住民に対する十分な説明と意見聴取を行うこととするほか、事業の実施段階においても、事業の進捗状況、処理等に関する情報を積極的に公開するものとする。

なお、関係市町村とは、特定産業廃棄物が存在する区域を管轄する市町村の他、通常の場合、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる地域を含む市町村を含むものであるが、地域の状況に応じて都道府県等が判断するものとする。

5 実施計画の変更

都道府県等は、実施計画について、特定支障除去等事業を行うべき区域、支障の除去等の方法、事業期間、特定支障除去等事業に要する費用等の変更等を行う場合には、特別措置法に基づく必要な実施計画の変更を行うこととする。

特に、特定産業廃棄物の処分を行った者等から徴収する

費用の変更については、特定支障除去等事業に対する起債の額の変更につながることから、遅滞なく実施計画の変更を行うものとする。ただし、当初の実施計画で定められた特定産業廃棄物の処分を行った者等から徴収する費用は、確実に徴収されることが予定されるものとして実施計画に定めること及びこの費用については確実に徴収するよう努めるべきものであることから、特定産業廃棄物の処分を行った者等から実際に徴収された額が実施計画で定めた額を下回るという理由のみをもって、安易に計画変更を認めるという趣旨ではない。

6 廃棄物処理計画の見直し等

特定産業廃棄物の処理に当たっては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）の趣旨を踏まえ、かつ、廃棄物処理法第五条の二に規定する基本方針等に即して、特定支障除去等事業を推進するものとする。

また、都道府県等においては、特定支障除去等事業の実施により、都道府県等の区域における産業廃棄物の適正処理に支障を来す状況が見込まれる等の場合には、必要に応じて、廃棄物処理法第五条の三に規定する廃棄物処理計画の見直しを行うこととする。

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理推進室

「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会」の中間的な論点整理について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

環境省では、全国的に円滑な産業廃棄物処理を目指していくという観点から、産業廃棄物に係る税について、産業廃棄物行政における新しい政策手段としてどのように考え、どのように対応すべきかを検討するため、本年1月から、有職者、関係団体、地方公共団体からなる「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会」を開催してきました。

これまでの7回にわたる検討の結果、今般、産業廃棄物政策において税という手法を用いることについて整理すべき論点を中心に、【別添】のとおり中間的なとりまとめを行いました。

今後、皆様のご意見をいただきながら、それらを踏まえ、更なる議論を深めていくこととしています。

【別 添】 産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する中間的な論点整理

1 はじめに

- 産業廃棄物の処理に関しては、平成12年の廃棄物処理法改正以降、排出事業者責任が強化され、排出事業者責任の下での適正な処理の確保に向けた施策が産業廃棄物行政を担当する都道府県及び保健所設置市（以下、都道府県等）並びに国においてそれぞれ進められてきているところであるが、确实かつ適正な処理を実現していくため、さらに排出抑制、再使用、再生利用などによる産業廃棄物の減量化、産業廃棄物処理業者の優良化、優良な処理施設設置の円滑化などを進めていく必要がある。
- このような中で、平成12年4月1日から施行された地方分権一括法による地方税法改正によって、課税自主権の尊重、活用を図る観点から法定外目的税が創設され、具体的な法定外目的税の導入が地方公共団体において進められている

ところであり、産業廃棄物行政の分野においても、三重県を始め、中国3県（鳥取県、岡山県、広島県）、北九州市、北東北3県（青森県、岩手県、秋田県）、滋賀県、奈良県、山口県、新潟県で、産業廃棄物に係る法定外目的税の条例が制定されている。

- このような状況を踏まえ、また、平成14年11月22日の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会意見具申の中で、地方公共団体における住民同意を求める行政指導や流入規制となる行政指導の考え方を転換し、優良な産業廃棄物処理業が地域に貢献するビジネスとして成立・成長できるようにするなどの一つの手段として、税という手法については、さらに詳細に検討する場を別途設けることが必要であるとされた。これを受けて、本年1月に本検討会が設置され、産業廃棄物に係る法定外目的税を導入した地方公

共団体からのヒアリング等を行い、その意見も踏まえて検討が進められてきた。

- 約半年(合計7回)にわたる検討を行った結果、今般、産業廃棄物政策において税という手法を用いることについて整理すべき論点を中心に、中間的なとりまとめを行うこととした。なお、本検討会は産業廃棄物行政の観点から税という手法の意義、効果、課題等について検討を行う

場であって、税制度そのものの詳細を議論する場ではないが、検討に当たっては、公平・中立・簡素といった税の原則についても必要に応じて留意した。この中間的なとりまとめが、都道府県等において産業廃棄物に係る税の検討を行う際の参考となるとともに、関係者の理解や議論を深める一助となることを期待したい。

表1 産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会委員

(五十音順、敬称略、◎：座長)

飯野 靖四	慶應義塾大学経済学部教授	神野 直彦	東京大学大学院経済学研究科教授
植田 和弘	京都大学大学院経済学研究科教授	高橋 秀夫	社団法人日本経済団体連合会環境・技術本部長
碓井 光明	東京大学大学院法学政治学研究科教授	長谷川 寛	三重県環境部長
大塚 元一	社団法人全国産業廃棄物連合会専務理事	細田 衛士	慶應義塾大学経済学部長
大庭 清明	北九州市環境局長	三本 守	社団法人全国産業廃棄物連合会理事
川島 秀光	社団法人日本建設業団体連合会建設副産物専門部会専門委員	森口 祐一	独立行政法人国立環境研究所資源管理研究室長
◎小早川光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授		

2 産業廃棄物に係る税の基本的な考え方について

(1) 産業廃棄物に係る税の目的

- 本検討会においてヒアリングを行った三重県、鳥取県、北九州市、岩手県及び滋賀県からの説明によれば、産業廃棄物行政の観点から見た税導入の背景や税の目的は、おおよそ次のとおりである。

[三重県]

- ・最終処分場のひっ迫を一つの要因として不法投棄などの不適正処理が増加し、その結果産業廃棄物処理に対する住民の不信感が増大し、新たな産業廃棄物処理施設設置が困難になるという悪循環が生じていた。
- ・関西圏、中京圏という大都市圏に挟まれた地理的状況にあり不法投棄が多発しやすい中で、このような悪循環を断ち切るためには従来の枠を超えた事業（施策）を展開することが必要であった。
- ・そのための新たな財源を確保することを目的として産業廃棄物に係る税が導入された。
- ・税収は、発生抑制など排出事業者等の取組を支援する事業及び県民の産業廃棄物処理に対

する信頼を回復し最終処分場の確保の円滑化を図る事業に充てている。

[鳥取県]

- ・管理型最終処分場からの汚泥流出事故をきっかけに住民の反対運動が強まり、最終処分場の整備が困難になった。
- ・県は、情報公開や監視員制度の導入など一定の要件を満たした産業廃棄物処理施設に対して認定を行い、周辺整備に要する費用を交付することとしたが、その支援措置に対して設置者に何らかの負担を求める制度の検討を始めたことが、税の検討を始める一つのきっかけであった。
- ・検討の結果、産業廃棄物処理施設の設置を促進するための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てることを目的として産業廃棄物に係る税が導入された。
- ・税収は、その全額を基金に積み立て、そこから産業廃棄物処理施設の設置を促進するための施策や事業者及び産業廃棄物処理業者等によるリサイクルを促進するための施策に充て

ている。

[北九州市]

- 北九州市は、工業都市として発展する過程で、民間や公共関与による産業廃棄物の最終処分場が安定的に確保されたことにより、中間処理業者が更に増加し、処理技術の蓄積や処理・処分料金の低廉さ等もあいまって、市外からの産業廃棄物を大量に受け入れ、市外には比較的少量の産業廃棄物を搬出しているという構造にある。
- こうした構造の下、北九州市の企業活動の円滑な発展を促していくためには、静脈産業発展の基盤である最終処分場の確保は不可欠であった。
- 一義的には各種の環境施策を実施するための持続的で安定的な財源確保を目的としている。
- 税収は、基本的に廃棄物の適正処理、まちづくりの関係、リサイクル・資源化技術に対する研究開発の支援事業、新しい環境産業の創造のための施策に充てる。

[岩手県]

- 循環型地域社会を実現するに当たっての制度の整備や、我が国最大級の不法投棄事件を教訓にした不法投棄の未然防止のための法制度の整備が必要とされていた。
- その一環として、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル推進その他適正な処分に係る施設に要する費用に充てることを目的として産業廃棄物に係る税を導入する。
- 税収は、企業内ゼロエミッションや、企業団地などでのゼロエミッションなどの環境産業を育成するための施策への補助に充てる。

[滋賀県]

- 循環型社会の推進を図るため、廃棄物処理計画において資源化されない廃棄物の排出量と最終処分量に係る目標を設定した。
- この目標を達成するための施策のひとつとして、産業廃棄物の発生抑制、再生利用、その他適正な処理に係る経費に充てることを目的として産業廃棄物に係る税を導入する。
- 税収は、循環型社会推進のための産業廃棄物減量の推進、資源化施設等の整備推進、産業

表 2 各県市の産業廃棄物に係る税条例の概要

地方公共団体名	三重県・滋賀県	鳥取県・岡山県・広島県 青森県・岩手県・秋田県 奈良県・山口県・新潟県	北九州市
概略図			
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場における産業廃棄物の埋立処分
課税標準	最終処分場への搬入 当該産業廃棄物の重量 中間処理施設への搬入 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	最終処分業者及び自家処分事業者

表3 産業廃棄物税（法定外目的税）の導入・検討状況

(平成15年7月11日現在)

団体名等	課税目的	納税義務者	課税対象
三重県 産業廃棄物税 H14.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため	排出事業者（年間1000トン以上） （申告納付による）	県内の中間処理施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
鳥取県 産業廃棄物処分場税 H15.4 施行	産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
岡山県 産業廃棄物処理税 H15.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図り、税収を産業廃棄物対策に充てるため		
広島県 産業廃棄物埋立税 H15.4 施行	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他適正な処理に要する費用に充てるため		
北九州市 環境未来税 H15.10 施行予定	環境未来都市の建設を目指し、廃棄物の適正な処理の推進、リサイクル関連事業の支援等の環境施策に要する費用に充てるため	市内の産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自社処分企業 （申告納付による）	市内の最終処分場で処分する産業廃棄物（1トン千円。当初3年間は500円）
岩手県 産業廃棄物税 H16.1 施行予定	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
青森県 産業廃棄物税 H16.1 施行予定	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため		
秋田県 産業廃棄物税 H16.1 施行予定	産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため		
滋賀県 産業廃棄物税 H15.3 条例成立	資源循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る経費に充てるため	排出事業者（年間500トン以下の事業者除く。県外の中間処理業者を含む。） （申告納付による）	県内の中間処理施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
奈良県 産業廃棄物税 H15.3 条例成立	産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
山口県 産業廃棄物税 H15.7 条例成立	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
新潟県 産業廃棄物税 H15.7 条例成立	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）

○北海道は、条例案を平成14年11月議会上に上程、継続審議となったが、15年3月の議会で否決廃案。

○福岡県の資源循環促進税制を考える専門家会議は、焼却施設と最終処分場への搬入に課税する仕組みを提示。県は、九州の各県に共同での導入を呼びかけている。

○東京都は、平成13年首都圏の七都府市首脳会議に、産業廃棄物税の一斉導入を提案。

○四国4県が、産廃税研究会を設置して共同で検討中。四国知事会議は導入時期で足並みをそろえることで一致。

○このほか、宮城県、福島県、京都府、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県において検討中。

廃棄物処理情報の共有化の推進、及び不法投棄のない社会構築の推進のための施策に充てる。

- 以上の地方公共団体における産業廃棄物に係る税の導入経緯を踏まえると、産業廃棄物に係る法定外税導入の背景、税の目的は次のとおり整理できる。
- 産業廃棄物行政を担当する都道府県等は、これまで産業廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理法、条例等に基づく規制措置、公共関与による処理施設の整備促進、PRや普及啓発等の施策を総合的に実施してきた。しかしながら、不法投棄の多発等を背景として、産業廃棄物に対する住民の不信感、不安感は依然として極めて高く、適正処理を確保するための監視等の行政事務に加え、排出抑制、再生利用等の減量化促進策、処理施設の整備促進や運営の円滑化など様々な施策の充実強化が不可欠となっている。特に産業廃棄物の流入が多い都道府県等においては、より深刻な状況にある。

これまで税を導入した地方公共団体においては、既存の政策手法と組合わせて減量化を推進するとともに、財政状況が極めて厳しい中で施策の充実強化のために必要となる新たな財源を確保するため、産業廃棄物に係る税が導入されたものである。

- このように、既存の政策手法だけでは必ずしも十分に対応できない行政課題に対し、税という手法を組み合わせることで、より効率的・効果的に政策目標を実現し得る状況にある場合には、地域の産業廃棄物政策全体において税の導入は妥当であると評価されるものになると考える。

税収を充てて充実強化する施策は、地域の状況に応じ多様なものが考えられるが、適正処理確保のための監視強化、排出抑制、再使用、再生利用等の減量化を目的とする排出事業者等の取組促進、処理施設の整備促進や運営の円滑化、処理業者の優良化等が基本的なものとして考えられる。

- ここで、産業廃棄物行政においては、排出抑制等の減量化が最も重要な政策目標であることから、排出事業者を納税義務者とするという課税

の方式を採用することを含め、税を導入する場合には、これに減量化の促進を期待することは自然な道筋ではある。

- 税の価格インセンティブ効果については、個別の排出事業者ごとにその働く水準が異なり、一概には評価が困難ではあるものの、現在導入されている税の場合、価格インセンティブ効果による減量化を主目的として税率が設定されているとは考えにくい。むしろ税の主目的は施策の充実強化のための財源確保に置かれており、減量化は、いわば税収を活用して充実強化する施策で達成しようとする間接的な目的であると考えられる。もし仮に、価格インセンティブ効果による減量化を税の主目的とするならば、税率に応じた減量化の効果を予め詳細に解析した上で導入の是非を検討することが必要である。

(2) 課税の根拠となる考え方の整理

- 産業廃棄物に係る法定外目的税の法的な根拠は地方税法にあるが、法的根拠とは別に、なぜ産業廃棄物処理に課税するのかということの根拠となる考え方を明確にすることは、背景、目的と同様に、税について広く関係者が考える際の出発点ともなる重要なポイントである。
- 産業廃棄物処理に課税する根拠の考え方は、地方公共団体の説明を斟酌すると次のように整理できる。

既に課税の背景として述べたように、都道府県等では、適正処理を確保するための監視等の行政事務や、減量化促進、処理施設の整備促進や運営の円滑化など様々な施策の充実強化が強く求められており、これらを実施しようとする都道府県等の財政負担は著しく増大することとなる。

他方、排出事業者や処理業者にとっては、これら都道府県等の施策が充実強化され、その効果が現れれば、産業廃棄物を処分できる場所をより容易に確保できるなど、円滑に産業廃棄物を処理することができるようになる。排出業者や処分業者はすでに事業税等別途の税負担をしており、処理料金も支払ってはいるものの、都道府県等においては、厳しい財政状況の中で施

策強化のための財政需要が著しく増大している現状にかんがみ、その一部については、処分される場所が確保されることによって受益する者が公平に負担すべきではないかという考え方が出てくる。

- このように、施策強化に必要な財源を確保するため排出事業者や処理業者に対して課税するという考え方は、その税収を用いて、適正処理の確保、処理施設の整備促進や運営の円滑化、事業者による減量化の促進等の施策が充実強化されることにより応益性が明らかになってくれば、一定の妥当性を有するものとして関係者の幅広い理解を得られるようになると考えられる。特に、税収の使途が、公共関与の処理施設の整備、処理施設周辺の環境影響監視、周辺住民とのリスクコミュニケーションなど処理施設の円滑な確保や運営に密接に関連し、かつ、その使途の透明性が確保されたものである場合、応益性がより明確になり、排出事業者や処理業者にとっては受け入れやすいものとなる。また、このような課税の根拠となる考え方を踏まえれば、施策を実施するための財源とする目的税である方が導入に当たって理解が得られやすいと考えられる。

(3) 産業廃棄物に係る税の効果と影響

- 産業廃棄物処理への課税分が転嫁され、処理料金が増額することによる直接的な効果と、税収を減量化施策に充てることにより排出抑制、再使用、再生利用等が促進される間接的な減量化効果が期待される。

その一方で、上記のような「好ましい課税回避行動」の他に、不法投棄の増加や課税されない区域への産業廃棄物の集中による生活環境の悪化といった「好ましくない課税回避行動」が起こる可能性も考えられる。

こうした、税の効果と影響に関する考え方は次のように整理できる。

- 処理料金の課税分が上乗せされることによって、減量化効果が得られるかどうかは、課税分と、排出抑制、再生利用等を付加的に行う場合のコストの増加分との比較によると考えられ、一般

に排出抑制等によるコスト増が課税分を上回る場合には、減量化効果が得られるとは考え難い。

この点、現在導入されている法定外目的税の場合、いずれも、産業廃棄物の種類によらず、トン当たり千円の税率で課税されているが、排出抑制等によるコスト増との比較を行って税率が設定されている訳ではない。

また、処理料金の上昇傾向や、リサイクル技術の開発、建設リサイクル法によるリサイクルの義務化等の他の要因もあり、価格インセンティブ効果のみによる減量化効果を分離して評価することは元来困難であると考えられる。現在導入されている税の主目的が施策の充実強化のための財源確保にあることを踏まえると、税の効果の分析・評価は、税収により施策がどのように充実強化され、その結果どのような効果が得られたかが中心となるものと考えられる。

- 「好ましくない課税回避行動」が現れるかどうかについては、処分先を課税されていない区域に変更することによるコスト増が課税分よりも小さければ、処分先が振り替わるといった影響が現れると考えられる。最悪の場合、不法投棄等の不適正処理が増加する事態も懸念される。

税を導入した県が予め行った影響予測では、このような処分先の振り替えは考え難いとしているが、導入後の実績は未だ明らかにされていない。既に税の徴収が始められている地方自治体はわずかであり、導入後の日も浅いため、十分なデータを得ることは困難であると考えられるが、税を導入した地方公共団体と環境省が協力して、課税による効果と影響について可能な限り実証的なデータを収集、解析し、その結果を本検討会における検討に活用していく必要があると考えられる。

また、全国的に導入が進めば、課税の影響により産業廃棄物が海外に流出する可能性も考えられることから、環境省において、こうした影響の有無について予測を含め分析することも必要であると考えられる。

(4) 目的や方式を統一的にするという考え方について

- 産業廃棄物に係る税について、納税する立場にある排出事業者や処分業者からは、目的や方式を統一的することが適切であるという意見がある。他方、税という手段を用いるかどうかは、地域の状況に応じて、地方公共団体ごとに多様な対応が想定されるため、この点を十分分析する必要があるという意見がある。
- このため、今後、産業廃棄物に係る税に関して、全国的に一律の制度とした方が良いのか、それとも地方公共団体の自主性に委ねていく方が良いのか、また地方公共団体の自主性に委ねるとしたとき、ある程度の標準や地方公共団体間の調整を行う際の指針となる考え方があった方がよいのかどうか、などについて、産業廃棄物の円滑な処理を全国的に実現していくという観点に立って、本検討会においてさらに議論していく必要がある。

(5) 不法投棄対策との関係について

- 産業廃棄物に係る税を検討するに当たっては、不法投棄等の不適正処理との関係についても論点になる。不法投棄された産業廃棄物は、不法投棄の行為者、関与者、不法投棄された産業廃棄物の排出事業者等の原因者の責任で原状回復されるべきものであるが、原因者不明や資力不足の場合には、都道府県が原状回復を行わざるを得なくなる。

こうした都道府県による原状回復に要する資金の支援制度として、平成9年の廃棄物処理法改正により産業廃棄物適正処理推進センター制度が創設され、平成10年6月以降の不法投棄を対象とする国と産業界で造成した基金による支援の仕組みが出来上がっている。また、平成10年6月以前の不法投棄については、国が都道府県を時限法に基づき財政支援する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が平成15年6月に制定されている。

このように、原因者不明や資力不足により、都道府県が原状回復を行わざるを得ない場合には、都道府県の負担を含め公費や産業界から基金に拠出された資金によって原状回復費用が賄われることになる。

- このとき、都道府県の負担する費用には現在一般財源が充てられているところであるが、産業廃棄物に係る税の税収の一部をこれに充てるという考え方がある。一方、処理施設への搬入に着目して課税する制度では不法投棄の原因者には課税できないことから、不法投棄とは関係がない納税者から徴収された税収が充てられることは適当でないという指摘があり、これに対しては、不法投棄の原因者に対して、本来納税すべきであった額又はそれ以上の額を求償するための方策も検討する必要があると考えられる。

3 課税の対象や税率の設定の在り方と産業廃棄物処理に及ぼす影響

- 現在導入されている産業廃棄物に係る法定外目的税では、中間処理施設と最終処分場への搬入を課税の対象とする場合や、最終処分場での処分を課税の対象とする場合などがある。発生から最終処分までの一連の課程の中で、どの段階で、誰に課税すると、産業廃棄物の発生や処理にどのような効果と影響があるか、また、多量排出事業者に限って課税することや、処理プロセス段階で税率を変えることが、産業廃棄物処理にどのような効果と影響があるかを分析し、課税の対象の在り方について検討を進めることが重要である。この際、減容化、リサイクル等中間処理の多様な役割と政策的な誘導の在り方を踏まえる必要がある。

また、一部の者の負担が過度になったり、税負担を逃れるいわゆるフリーライダーが生じたりしないか、という点も考慮する必要がある。

- また、産業廃棄物の種類によって処理の方法や処理費用に相当の違いがあるにもかかわらず、現在導入されている税ではおしなべて税率を1トン当たり千円としている。現在の税率、さらには将来この税率が増大した場合、産業廃棄物の処理にどのような効果と影響をもたらすのかを分析し、産業廃棄物政策の観点から評価することも必要である。
- 産業廃棄物処理の市場では最終処分場がひっ迫していることを背景に最終処分業者の方が中間処理業者よりも優位に立っており、最終処分業

者は中間処理業者に対して処分料金に課税分を上乗せすることはできるが、中間処理業者はそれを排出事業者に転嫁しにくいという見方がある。このため最終処分業者と排出事業者の狭間にある中間処理業者が課税による上乗せ分を負担せざるを得なくなれば、中間処理業者にダメージを与え、かえってリサイクルや減量化の足かせになるのではないかという意見がある。このため、上記のような分析をするに当たっては、特に中間処理に与える影響を念頭におくことが重要である。

4 税の導入に伴う新たな施策体系への移行の必要性

- 上記の中間処理業者の例にもあるように、税を市場原理に従って適正に転嫁することが困難な状況の下では、現実的には税負担が限られた一部の者に偏り、当初意図した政策効果を十分に達成できないことになるのではないかという意見がある。市場原理に従った消費者への転嫁とは、排出事業者が納税義務者となる場合は、商品価格に上乗せすることで税を消費者に転嫁し、処分業者が納税義務者となる場合についても、処理代金を上乗せすることで排出事業者に転嫁し、さらにその排出事業者は商品価格に上乗せすることで最終的に消費者に転嫁していくということである。これを市場で実現するため、処理業者の優良化はもとより、産業廃棄物処理の市場全体を循環型社会にふさわしい健全で透明なものに転換するための施策を強化していく必要がある。
- 都道府県等において、処理施設設置に当たって周辺住民の同意を要件としたり、区域外からの産業廃棄物の流入を抑制したりするような施策を実施していることがある。このような施策は、産業廃棄物の円滑な処理を阻害するので、税を導入して産業廃棄物が円滑に処理されるように施策の充実を図る以上、これらの施策は変更していくべきという意見がある。

一方、最終処分場、中間処理施設を含めて、迷惑施設だという考え方があるのは事実であるが、都道府県等としても、処理施設が必要なこ

とは十分認識しており、その確保については、公共関与による整備促進も含め将来を見通した対応を行っているという指摘がある。

- 住民同意や流入規制などの行政指導は、産業廃棄物の円滑な処理に悪影響を及ぼしかねないため、新たに税を徴収し、排出事業者や処理業者に負担を求めて健全な産業廃棄物処理の市場や新たな施策体系を構築していく以上、それに反する流入規制となる行政指導など適正な最終処分や中間処理を阻害するような措置については、見直していくことが必要であると考えられる。また、税が新たな形態の流入規制として運用されることがないように、十分に注意する必要がある。

5 今後の検討に当たって

- 本中間取りまとめにおいては、産業廃棄物に係る税の基本的な考え方のうち、主として税の目的や根拠となる考え方について可能な限り意見の集約を図るとともに、その他の主要な事項について論点を提示した。この中で、特に税の妥当性や応益性等に関する議論をさらに深めるためには、税収の具体的な用途や、その効果や影響について、実証的な分析が必要とされた。このため、今後、最終取りまとめに向けて、既に税を導入した地方公共団体や、納税者の立場にある排出事業者や処理業者の協力も得つつ、可能な限り実証的なデータに基づく分析を行い、産業廃棄物行政の立場から、税の考え方や在り方について議論を進めていくこととする。
- 本検討会では、これまで産業廃棄物行政の政策手段としての税の在り方について検討してきた。しかし、現在導入されている税の主目的である施策の充実強化のための新たな財源確保という点を考えると、税という手段以外にも課徴金、分担金、補助金など様々な選択肢があり得る。税を検討するに当たっては、そうした政策目的を達成するためにどの手法が最も合理的かつ現実的か、税以外の手法を選択し得るかどうかなどについて比較検討しておくことが必要である。

不法投棄未然防止対策検討委員会・その3

報告書（概要）

平成 15 年 9 月 (財)産業廃棄物処理事業振興財団

報告書のとりまとめにあたって

当財団では、平成 13 年 3 月～8 月に「不法投棄未然防止検討委員会」で不法投棄の早期発見方法、投棄量を最小限に留めるための具体的な拡大防止策、不適切な保管等に対する行政処分のある方について整理しました。さらに、平成 13 年 12 月～平成 14 年 5 月には、「不法投棄未然防止検討委員会・その 2」として、基金による支援の範囲、排出事業者・土地所有者の責任追及方法、行為者等への代執行経費の求償方法等の原状回復支援事業の実施方策について整理しました。

これらの検討により、不法投棄の早期発見から原状回復支援事業の実施までの一連について、その考え方の整理ができたところですが、いずれも不法投棄が発生してからへの対応策についてでした。今回は、これらをふまえ、より根本的な課題である、そもそも不法投棄を発生させないための未然防止の手段について検討を行ったものです。

【検討委員】（○印：委員長、順不同敬称略）

○大塚 直

（早稲田大学法学部教授）
伊藤 輝雄
（社団法人 日本化学工業協会常務理事）
大塚 元一
（社団法人 全国産業廃棄物連合会専務理事）
梶山 正三
（未来市民法律事務所弁護士）
加藤 秀平
（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター長）
金田 尊男
（栃木県生活環境部環境整備課副主幹）
桑原 一雄
（社団法人 全国解体工事業団体連合会専務理事）
猿田 忠義
（茨城県生活環境部廃棄物対策課係長）
鈴木 道夫
（橋元綜合法律事務所弁護士）
土屋 康治
（エス・バイ・エル株式会社生産本部安全管理担当マネージャー）
寺田 賢
（埼玉県環境防災部廃棄物指導課主席主幹）
林 貞雄
（株式会社フジタ 品質・環境

マネジメント部 担当部長）
山口 隆久
（静岡県環境森林部環境総室廃棄物リサイクル室主幹）

【検討委員会】（○印：委員長、順不同敬称略）

第 1 回委員会

平成 14 年 10 月 23 日

第 2 回委員会

平成 15 年 1 月 27 日

第 3 回委員会

平成 15 年 3 月 26 日

検討結果の概要

本検討のアンケート調査から不法投棄発生防止方策の整理・提案までの全体結果の概要を図-1 に示す。

1 本報告書で検討、整理した発生防止方策

(1) 委託処理、自社処理別の発生防止方策の全体体系

委員会での意見、都道府県等へのアンケート、ヒアリング等により把握した不法投棄発生防止対策について、排出、収集運搬、積替保管、中間処理、最終処分の段階別に整理した。

(2) 効果的な発生防止対策についての分析

不法投棄の発生源や発生防

止対策とその効果についての関係をみた。その結果、発生源としては、自社処理と称する無許可業者や建設系解体業者等が多いこと、対策の方向性としては、対策の量よりも質（担当者の資質向上等）を重視する必要があることが委員会で指摘された。

(3) 具体的な不法投棄発生防止対策の紹介

自社処理に対する規制による発生防止対策例、収集運搬車両への社名明記を義務化した例、報告徴収等による中間処理施設等の搬出入量管理の例、ITを活用した監視やデータ収集の効率化の例を紹介するとともに、排出事業者責任の履行に関するチェックリスト(案)、解体廃棄物適正処理チェックシステム(案)(図1参照)、 manifests の電子化等による高度管理プラン(案)等を示した。

(4) 基金制度における支援にあたっての留意事項

発生防止対策のうち、とくに重要かつ効果的と考えられ、

財団の基金の運営に際しても、都道府県等へその実施について促していくべきと思われる対策は、以下のとおりである(図-1参照)

① 自社処分に対する現場対応のマニュアル化

自社処分と称する不適正な収集運搬及び保管等に対する監視や現場対応等についてのマニュアル等を作成し、職員等へ徹底し、監視、現場対応についての質の向上を図る。

② 排出事業者への責任認識の徹底

不法投棄の発生防止については、排出事業者責任を徹底追及することが重要となる。都道府県等では、排出事業者に対して注意義務履行等の排出事業者責任に関する必要項目を具体的に提示する等して、徹底を図ることが重要となる。

③ ITを活用した監視やデータ収集の効率化

廃棄物行政では、人的資源、資金等が限られるため

効率的に、監視等を行なう必要がある。その手段として、ITは効果的であり、PDA等による情報の収集・活用など、効率的な監視活動を行うことが求められる。

④ 建設廃棄物についての適正処理チェック

不法投棄された廃棄物を種類別にみると、建設廃棄物が件数、量とも多数を占めている。

建設廃棄物の適正処理については、建設部局と連携して建設リサイクル法で義務付けられた届出を活用した不法投棄発生防止策が必要となる。

ITを活用したチェックシステムを構築するなどして、効率的に監視、チェックしていくことが求められる。

2 本報告書の活用方法

本検討成果は、運営協議会等、財団の業務に際する参考資料として利用するとともに、都道府県等の関係者に広く活用されることを期待するものである。

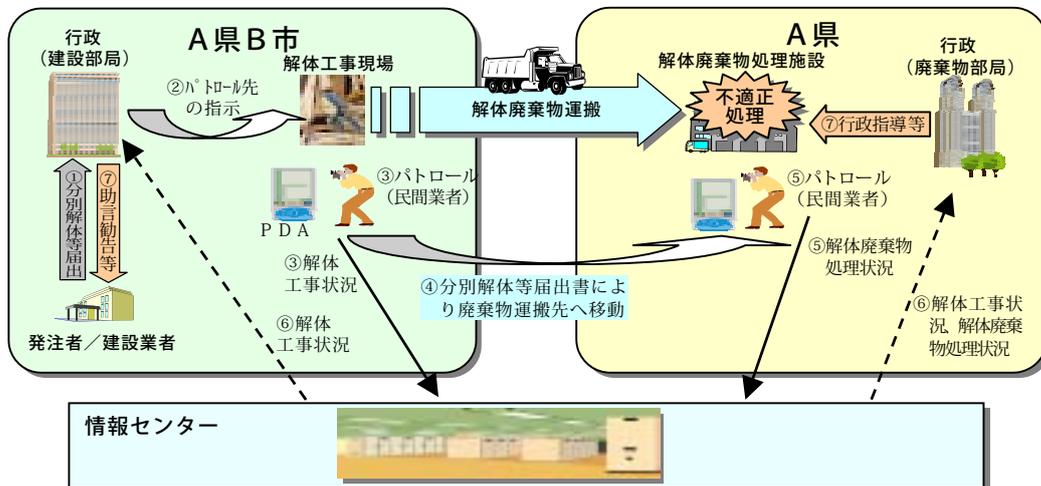


図1 解体廃棄物適正処理チェックシステムのイメージ

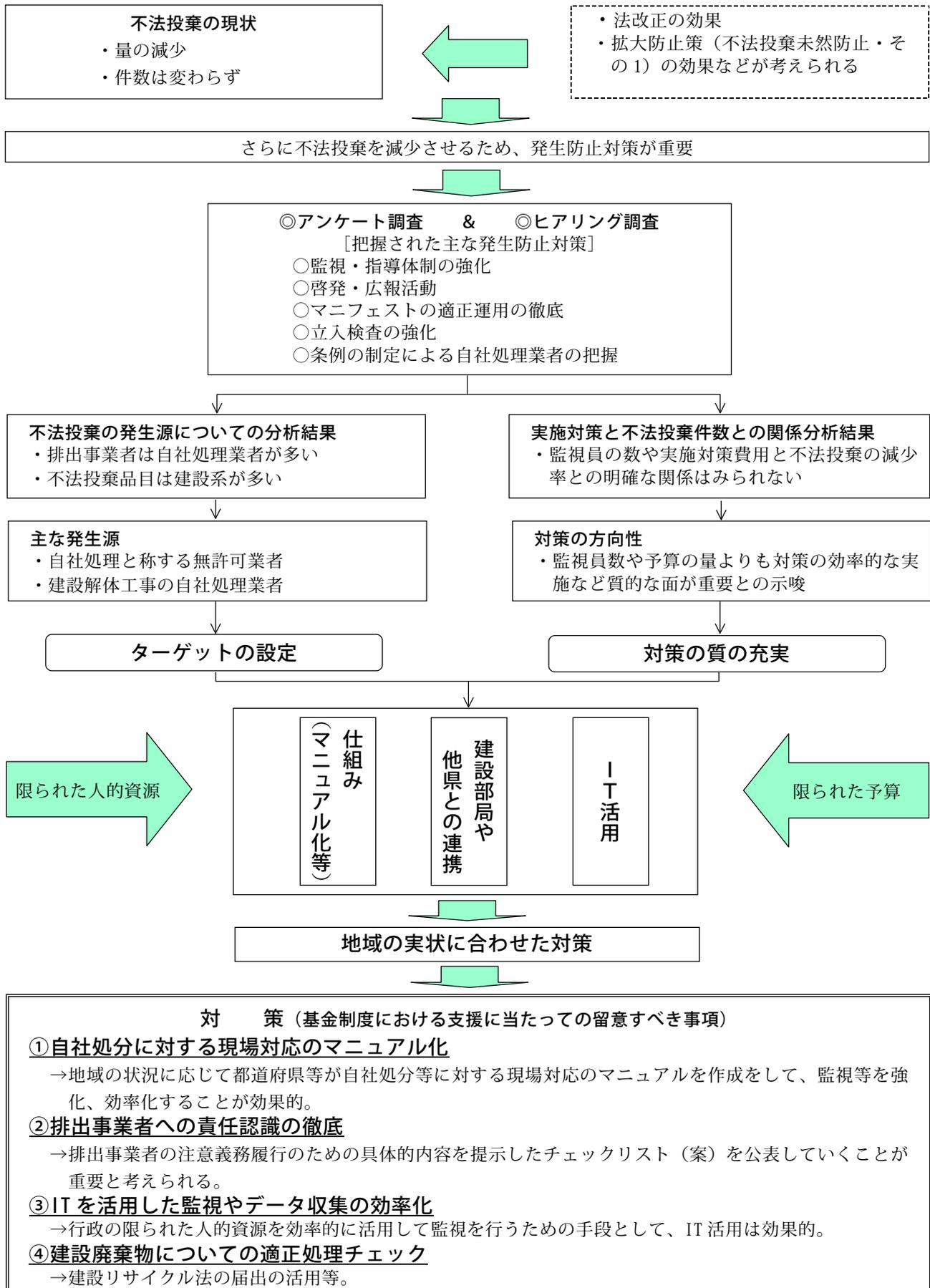


図2 本検討結果の概要

「第10回全国担当者会議」開催のご案内

この会議は当財団が主体となって、廃棄物処理センター整備や適正処理推進事業等について、都道府県・政令市の取り組み状況の情報交換の場として毎年開催しているものです。

今回は、効率的に適正処理を推進し、不法投棄を未然に防止する上で不可欠である産業廃棄物関連情報の処理技術や管理システム等に焦点をあてて、当財団から話題を提供すると共に情報交換をして頂くこととしています。

開催日時

平成15年10月30日(木)～31日(金)

10月30日：情報交換会議 午後13時00分～17時30分

10月31日：施設見学(含昼食) 午前8時10分～13時00分

開催場所

全日空ホテルクレメント高松

〒760-0011 香川県高松市浜ノ町1-1

TEL(087)811-1111/FAX(087)811-1100

対象者

都道府県・指定都市及び廃棄物処理センターの担当者

議事内容

(1) 10月30日(木) 第1日目：会議による情報交換

① 来賓挨拶 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 森谷 賢

② 来賓挨拶 香川県環境森林部 部長 多田 健一郎

③ 講演

① 不法投棄の今後の動向について(仮題)

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 適正処理推進室長 橋詰 博樹

② 香川県の廃棄物の現状について

香川県 廃棄物対策課長 西原 義一

④ 議事

・エコパトロール事業と産廃情報ネットの実施状況について

(2) 10月31日(金) 第2日目：「豊島処分地」ならびに「香川県直島環境センター」視察

リサイクルネットの状況について (財)産業廃棄物処理事業振興財団

栃木県で会員登録受付開始

(財)栃木県環境保全公社(昭和51年設立 理事長高山俊三氏)は、平成15年度当初よりリサイクルネットを導入し、本格運用に向けて準備を進めてきたところであるが、7月1日より栃木県内の事業者を対象に、会員登録受付を開始した。

リサイクルネットとは

リサイクルネットとは、産廃振興財団が機能を提供する、リサイクル需給情報交換システムである。すなわち、インターネットを通じて、排出品(廃棄物)の提供情報と、受け入れ情報のマッチングを行うことにより、リサイクルを促進する高機能な掲示板システムである。

リサイクルネットは、各都道府県を単位とする運営主体が、県内の事業者を対象に運営するものであり、産廃振興財団は、それぞれの運営主体に対し、機能を提供する。各都道府県を単位とする運営であるが、システムの内部では、県境を越えたりサイクル情報の交換が可能となっている。

今後、運営に参加する運営主体が増えることにより、全国規模での広域的なリサイクルの推進が期待されるシステムである。

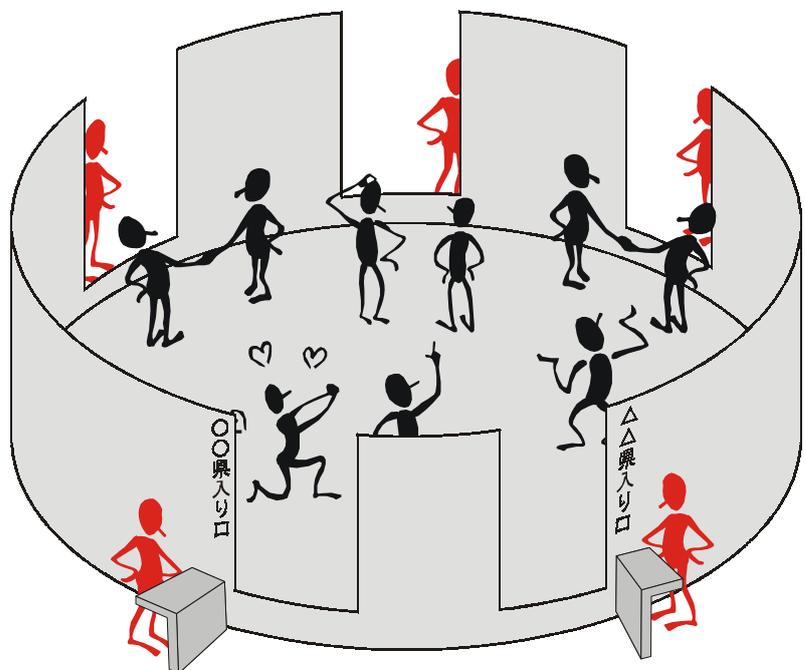
リサイクルネットの開発

リサイクルネットは、平成11年度から13年度にかけて、環境事業団が開発した。開発の後、システムは環境事業団より(財)産業廃棄物処理事業振興財団に移管された。産廃振興財団は、

平成12年より処理業者の許可情報データベース、「産廃情報ネット」を運営しており、リサイクルネットは産廃情報ネットのインフラの一部を利用する形で、インターネットを通じて機能提供されている。

環境事業団は、リサイクルネットのシステム開発を行うに際

して、既に各地で実施されていたリサイクル情報交換制度等に関する調査を行い、それらにおける問題点を把握した。リサイクルネットは、調査を通じ明らかになった、情報紙等の紙媒体でのリサイクル情報交換制度や、一県内だけを対象とする狭域のシステムの問題点・欠点を克服



リサイクルネットシステムのイメージ

事業者は、都道府県単位運営主体のゆるやかなコントロールを受けながら、全国規模での広域リサイクルを促進する

したものとなっている。

リサイクルネットの仕組み

リサイクルネットにおけるプレイヤーは、(1)排出品提供事業者、(2)排出品受け入れ事業者、そして(3)都道府県運営主体である。リサイクルネットに参加しようとする事業者は、まずインターネット上のリサイクルネット・ウェブサイトアクセスし、会員登録申請を行う。その上で、事業者は、都道府県運営主体に自社の法人登記簿のコピー等を郵送する。都道府県運営主体は、オンラインでの申請内容と、郵送されてきた書類を突き合わせて確認することで、申請者の会員登録の可否を判断し、登録承諾操作を行う。

このように、会員登録の段階では都道府県運営主体による比較的厳重なチェックを経るが、いったん会員登録された事業者は、以降はオンライン上で、比較的自由に廃棄物提供情報および、廃棄物受入情報の登録ができる。

リサイクルネットにおいては、会員(事業者)は、都道府県運営主体のゆるやかな管理を受ける。しかし、廃棄物提供情報および廃棄物受入情報については、都道府県境を越えた広域的な交換が可能となっている。

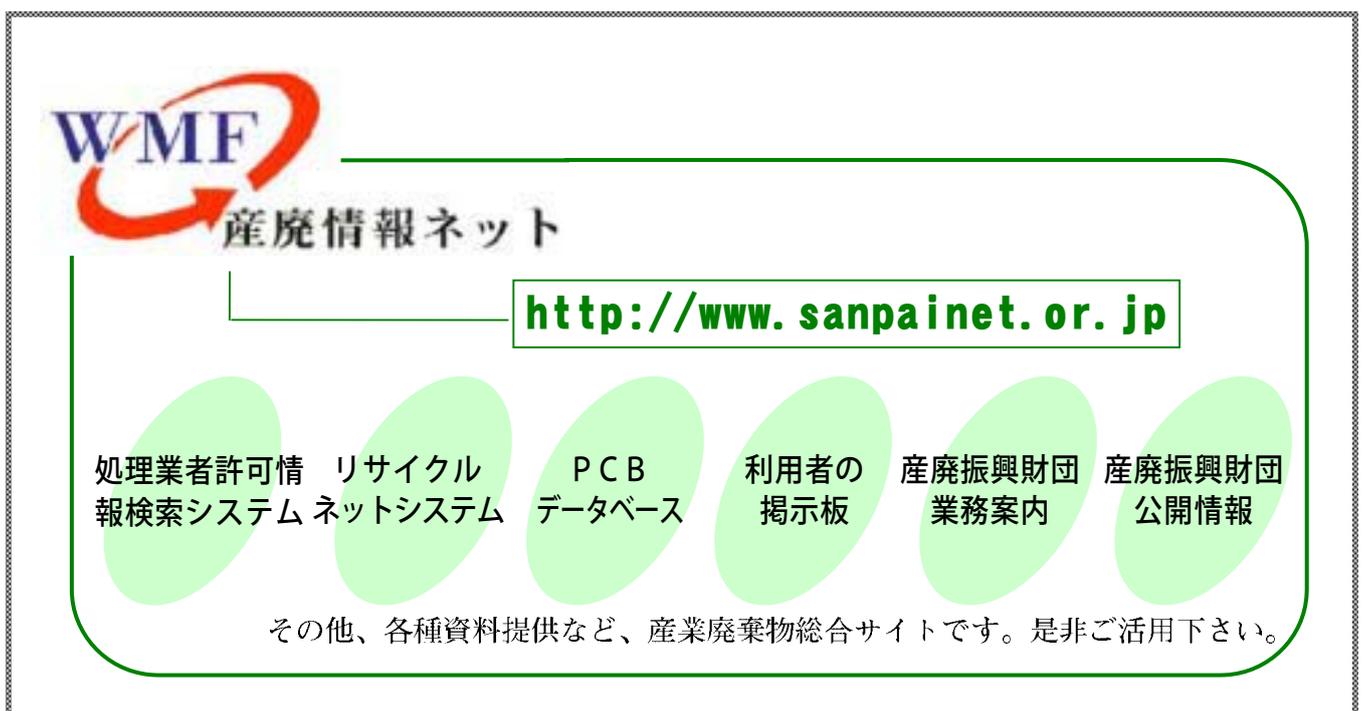
リサイクルネットの今後

(財)栃木県環境保全公社は、以前から公社内にリサイクル情報センターを設置し、廃棄物交

換情報(廃棄物交換制度)に基づく廃棄物の斡旋、相談及び機関誌の発行などにより、再資源化や減量化を促進して来た。今回のリサイクルネットの導入は、従来のシステムをインターネット上のシステムに切り替えることにより、制度の活性化と作業の効率化を期待するものである。

なお、本来リサイクルネットは、県境を越えた広域リサイクルの実現を目指すものであり、

(財)産業廃棄物振興財団は、栃木県に続き、他の都道府県に対してもリサイクルネットの導入の働きかけを続けている。すでに幾つかの都道府県およびそれらの意を受けた公益団体等で導入に向けた準備が進行している。



The image shows a graphic for the Waste Information Network (WMPF). At the top left is the WMPF logo, which consists of the letters 'WMPF' in blue and red, with a red circular arrow below it. To the right of the logo is the text '産廃情報ネット' (Waste Information Network). Below this, a green-bordered box contains the website URL 'http://www.sanpainet.or.jp'. Underneath the URL, there are six light green oval shapes, each containing text: '処理業者許可情報検索システム' (Permit holder information search system), 'リサイクルネットシステム' (Recycling network system), 'PCBデータベース' (PCB database), '利用者の掲示板' (User bulletin board), '産廃振興財団業務案内' (Waste management business guide), and '産廃振興財団公開情報' (Waste management public information). At the bottom of the graphic, there is a line of text: 'その他、各種資料提供など、産業廃棄物総合サイトです。是非ご活用下さい。' (In addition, various materials are provided, etc. This is a comprehensive site for industrial waste. Please use it if possible.)

エコパトロールの活用と適正処理の促進に向けて

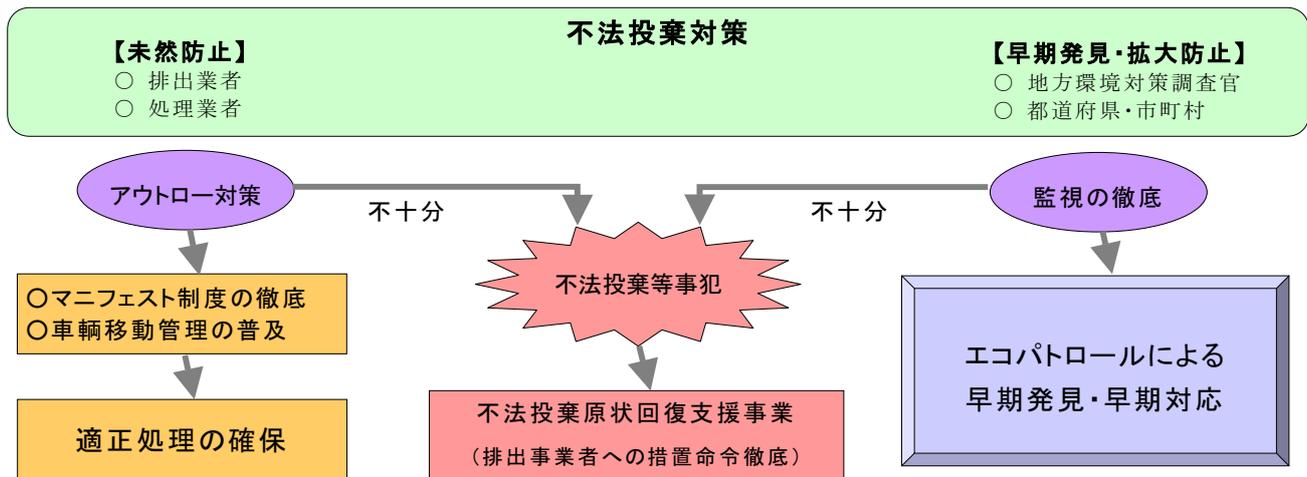
産業廃棄物の不適正処理問題に対応するため、これまで数次にわたり廃棄物処理法の改正が行われ、不法投棄の防止策として、マニフェスト制度の拡充、罰則の強化をはじめとする排出事業者責任の強化が図られました。

栃木県、静岡県においては、不法投棄監視体制の強化策としてエコパトロールを導入し、代執行によらない解決が図られる等、大きな効果

が報告されております（産廃振興財団 NEWS No.31にて報告済み）。

今回はエコパトロールの不法投棄防止策としての位置付け、自治体の監視体制における課題、エコパトロールによる課題の解決、排出事業者における廃棄物管理の高度化、エコパトロール導入による効果について報告します。

H9、12、15年法改正 不法投棄の防止(規制強化)	○ H9年法改正 ・罰則の強化 ・マニフェスト制度の拡充及び電子化 ・排出事業者の責任強化 ・監視取締の徹底及び広域化 ・基金制度による支援事業の創設	○ H12年法改正 ・排出事業者責任の徹底とそのための規制強化 - マニフェスト制度の強化 - 措置命令の強化 - 罰則の強化	○ H15年法改正 ・不法投棄の未然防止等の措置 - 不法投棄等に係る罰則の強化 - 悪質な処理業者への対応の更なる厳格化
---------------------------------------	---	--	---



1. 自治体の監視体制における課題と対策

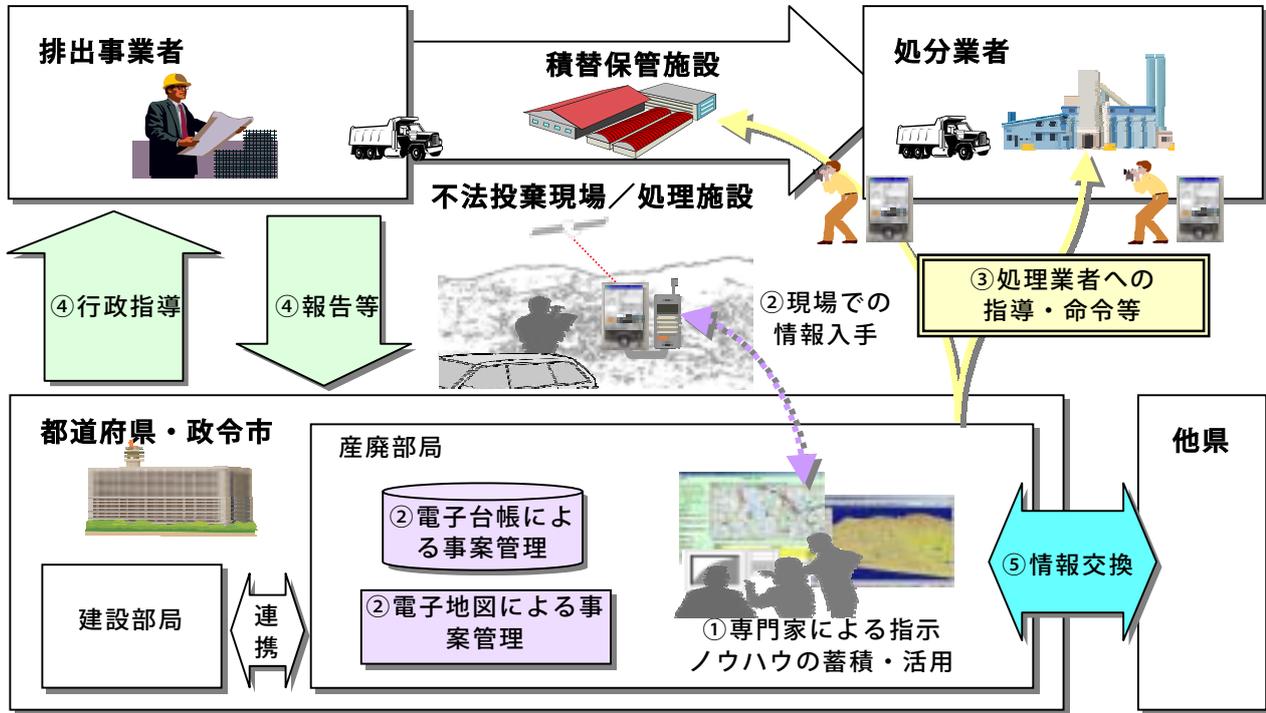
自治体においては、小規模化、巧妙化している不法投棄事案に対し、監視体制の強化等の不法投棄対策を実施しています。ここで、次に挙

げる課題があり、エコパトロールを活用した不法投棄防止策が不可欠となっています。

監視体制における課題	対策
不法投棄対策の専門家の不足	① ITによる過去の指導履歴(ノウハウ)の記録・保存、継承・活用
事案管理事務量の増大、立入現場での作業が非効率	② ・電子台帳及び電子地図(GIS)による事案管理 ・携帯情報端末(PDA)による現場での必要情報の入手
行政代執行により行政の管理責任を問われている	③ ITを活用した監視体制の強化による不法投棄等不適正処理の未然防止
排出事業者責任の追及が滞っている	④ 排出事業者及び処理業者へ迅速な指導・命令を徹底
他県・政令市との連携ができていない	⑤ 全国共通のシステムによる迅速な情報交換

2. エコパトロールによる課題の解決

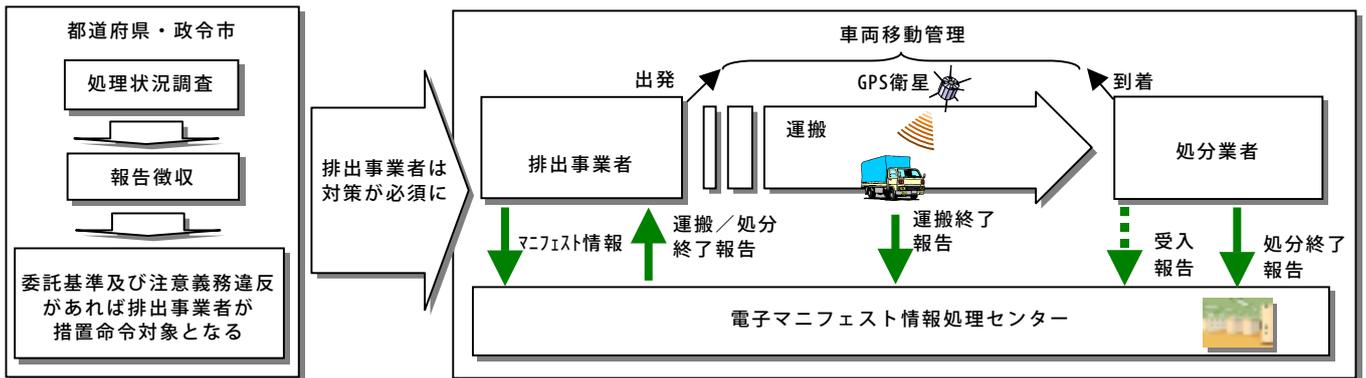
エコパトロールによる課題の解決に向けた対策を図に示すと次のようになります。



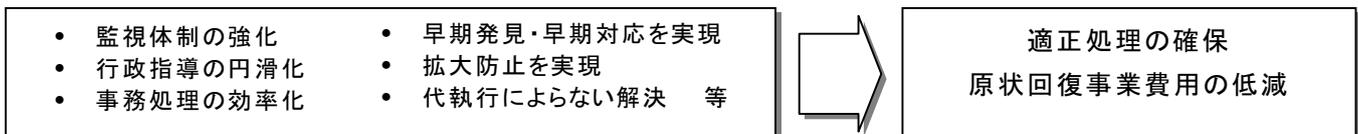
3. 排出事業者における廃棄物管理の高度化

行政指導が徹底され、排出事業者責任を履行するために、電子 manifests や 車両移動管理システムによる廃棄物管理の高度化が進展されます。こ

れにより、適正処理が推進され、悪質な業者が淘汰されることになります。



4. エコパトロール導入による効果



全国の都道府県等において、エコパトロールを導入していただき、不法投棄等対策が一層強化され

て原状回復支援事業との円滑な連携が図られることを期待しています。

住まいと環境を守る

債務保証業務シリーズ〔14〕

階段式ストーカ炉が完成 リサイクル率90%以上

— (株)フジコー・白井事業所を訪ねて

カットは完成した焼却工場の正面、左側は選別エリア、ここで有価物が分別回収される



着実に業務分野拡大へ

北総線の新鎌ヶ谷から一つ目に西白井駅がある。この駅から新興住宅地を通り、途中で16号線を横断した、これは廃棄物の搬入には適地だと思いながら車で10分強、周辺は林、梨畑、田んぼ、畑が広がり、その一角に(株)フジコー・白井事業所が立地する。新設の焼却工場は、夏空に輝くペンキもまだ鮮やかな建屋に納まっていた。事務棟建設の土地造成が進んでいたり、オープン旧炉が廃木材処理で稼働していたり、と慌ただしい工事現場さながらの中だけに、違和感のある景色を作り出していた。

(株)フジコーは、1974年に有害動物昆虫等の防除の受託、関連商品の販売会社としてスタート、環境事業の営業を開始した。同年8月からは、家屋ビル鉄骨等の解体とその資材販売のため、解体事業の営業を開始している。この時期、会社組織を相次いで発展させ、相模原に設けられていた営業所を分離独立させ、(株)フジコー相模原を設立

(1997年8月)、翌年の10月には白井事業所を設立、続いて1991年には、現在も活躍している自走式破砕機を導入、ガラ等の建設廃材のリサイクル事業を始めた。これを発展させ、白井事業所内に建設廃材破砕再生施設を新設し、本格的な取り組みを始めた。

1994年には、白井事業所に試験用飼料加工施設を建設し、食品廃棄物の飼料化試験を開始した。1998年には、白井事業所に試験用堆肥化発酵施設を建設、食品廃棄物の堆肥化試験を開始した。この間に、中小企業の創造的事業活動促進臨時措置法の認定、民間事業者の能力活用特定施設整備事業計画の認定を受けるなど事業化計画に熱心に取り組んできた。これらの成果は、2000年9月に白井再資源化堆肥化センターを建設し、堆肥化事業による食品循環資源リサイクル事業を開始することにより実を結ぶことになった。

続いて、2001年末には焼却施設の増設工事に取り組み、2003年早々に運転開始となり、新炉は、

桑原社長の一言

桑原社長は「通知は、行政指導であり、法律に規定された義務ではない、世間の人達は、そこがハッキリしていない」と、通知と法規制の概念を明快に分けた。当初から厳しい言葉が飛び出したが、日本人の常識から行くと、国の通知に楯突く人は少数派に属する人である。厳しい内容の言葉ではあるが、穏やかな話口調である。

「もともとは白蟻駆除が本業で、新築家屋を対象に仕事を進めてきた。昭和47年頃の話です。そういった関係からハウス解体工事業へ業務を拡張し、建設廃棄物の焼却処理、破碎処理、再生利用へと広げてきた。3年前からは食品廃棄物を対象に飼料生産、たい肥生産にも着手した。飼料生産にはいろいろクリアしなければならぬ問題も多く、現在ではたい肥化事業を展開している」と

事業経歴を語った。「実はこの過程で問題があった。私どものコンポスト(土壌改良材)は無料です。そうするとそれは廃棄物だといわれ、素直にことが進まない。昔から衣類で使えるものは、洗濯して誰か使える人に譲っていた。これ無料だから廃棄物かといえば、そうではないでしょう、通知で解釈すると無料だと廃棄物になり有価だとリサイクル物となる、通知を四角四面に解釈するとそうなる。そんな話が多い、大体、文句をいわないで、言葉は悪いが、お上には逆らえぬと引き下がってしまうケースが多い、私はそうは行きませんよ」と笑う。

法律を運用する人、とくに裁量行政部分に一言あるようだ。確かに、上級官庁の意向の下に機械的な判断が横行する傾向があり、その担当の人柄に大きく左右され、腹立たしい思いをする。桑原社長は「そのためには法律をよく勉強しなければいけない、しかし、担当者の方が知らないケースもある。何か根拠は知らないが上からそうやってきてますでは、話にならない」と、追い打ちをかける。それだけに自分自身にも厳しい。例えば、コンポストの品質にしても年4回試験を公的機関に依頼し、他製品との比較を実施している。マル

通知は行政指導で法律義務ではない

—桑原光雄社長に聞く—

チサイクロンまで、バグフィルタを使わない炉を未だ稼働させている。

「日本でここだけでしょう」と苦笑いしながらも、ばいじん規制はキチッと守っている。新設炉に消石灰吹込装置を省略、誘因送風機の後

の排ガス再加熱装置も省略した。「民間がそんなにコストを掛けられますか」という

ことで退ける。それだけに規制はシビャーに守っている。「そうでなければ、そんなことできないでしょう」と、厳しい表情。

施設見学の途中、桑原社長自ら、長靴を履き、作業服姿でお

客を相手にコンポスト施設をプロセス毎に説明していた。コンポストの養生エリアは、猛暑の上発酵熱で蒸し風呂さながら、全身汗しながらの姿に、少し前の辛口は、実地の中から生まれた本音なんだなど得心した。

社長の人生哲学はと聞くと「そんな座右の銘のような上等な言葉はありませんよ、信念というかやる気というか、それだけです。それには自己責任が伴っていないけません。まあ、信じることを貫徹することだと思いますよ、そのためには自己責任が前提にならなければならないが」と笑った。将来展望について「早速、第2号炉の建設に掛かります、基礎はできていますから。それと食品廃棄物分野でメタン発酵に取り組みたい」と積極的な姿を見せた。地元の公共施設建設で区長から表彰を受けたこともあり、と一見乱暴に見えながらも、地域との共存も忘れない気配りの人である。



信念と自己責任で—と桑原社長

現在本格稼働を始めて約半年を迎えている。同社では、引き続き第2期工事として焼却炉の建設及び管理棟の建設工事を進めている。

会社設立の経過、これからの展望、当面する問題について桑原社長は、事業の性格から行政の対応と民間企業のやり方を対比しながら語った。その要旨は「社長の一言」で紹介した。小林直人代表取締役副社長、山本伴次取締役事業部長も、熱心に施設の全てを、将来計画も含めて案内していただいた。

今回は、焼却施設が取材テーマであり、その内容から紹介する。



金属類、ダンボール紙、石膏ボードを選別、残った廃棄物は破砕機を経てピットに貯留

□----

焼却施設のフローシート

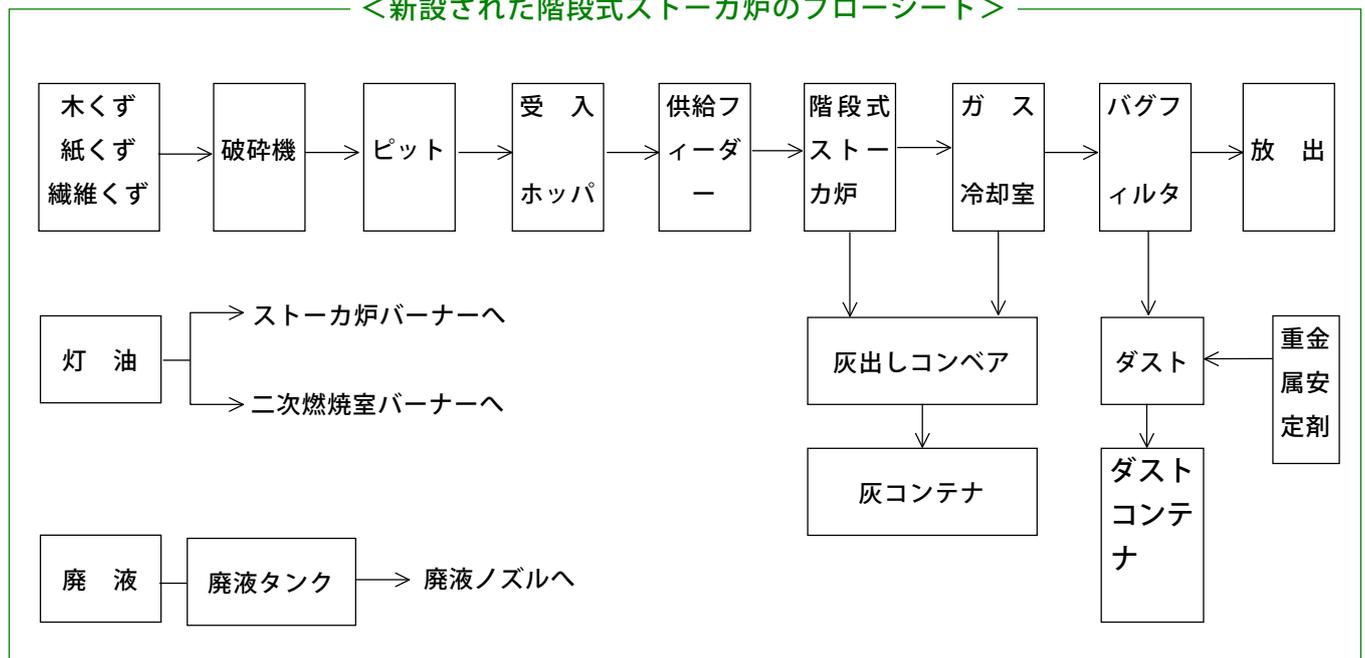
2002年12月に完成した新炉は、階段式ストーカ炉が採用されており、日量46.8tの焼却能力を持つ本格的な施設である。第2期の基礎工事も終了しており、並列して同規模の焼却施設の建設が9月から始まる。

稼働後半年が経過した同施設を、8月上旬に取材したが、廃棄物の滞貨量の多いのが目立った。早速原因を聞くと「立ち上げて半年、初期トラブルなどで運転時間に制限があり、まあ、お盆の休みが過ぎれば正常にもどるでしょう」と答が返ってきた。



左から金属類、ダンボール紙、石膏ボード

＜新設された階段式ストーカ炉のフローシート＞





管理室の計器盤・ここで集中制御される

前ページ図のフローシートの概念図に沿って、焼却施設を紹介する。

処理対象となっている主たる廃棄物は、建設廃材が中心で、計量器（重量、積載高さによる二重計量を実施）を経た廃棄物は、分別ヤードに下ろされ、ここで金属類、ダンボール類、石膏ボードが取り除かれ、リサイクル材として搬出される。この後、破碎機を経てピットに貯留される。

案内いただいた山本部長は「使えるものは全部分別します。石膏ボードの廃材は、吉野石膏に送ります」と焼却処理と同時にリサイクルの徹底を強調した。廃棄物は、建設廃材から有価物を選別、残ったものを破碎しており、木くず、紙くず、繊維くず等が主体のためカロリーの高い廃棄物と見た。当日の燃焼温度は 1,000℃近くを推移し、炎の状態も良好に燃焼していた。炉内を覗くと、稼働半年と聞いたが、後燃焼両側にはかなりクリンカーが発生していた。山本部長は「もうそろそろ剥離するでしょう」と自然剥離を待っている様子だった。

ここで燃焼ガスは上部からガス冷却室に送られ、約 200℃まで、水噴射によって冷却され、バグフィルタに送られる、この後、誘因送風機でガスは煙突から放出される。「冬季は白煙となり、逆光ですとグレーとか黒煙に見え、問題視されましたが、



左は焼却炉本体、右の箱型はバグフィルタ



ガス冷却室外廊から見た灰出しコンベア

実情を説明して納得していただきました」と、運転状況、周辺への影響など丁寧に説明した。

焼却炉及びガス冷却室からの残灰は、水槽型灰出し装置から灰コンテナに送られる。一方、バグフィルタからの飛灰は重金属安定剤を添加、ダストコンテナに受けて、それぞれ排出される。山本部長は「最初の段階で、選別を実施、リサイクル

を徹底しているの、場外に排出される最終処分物は 10%を遙に切っています」と減量化率の高いことを指摘した。

新工場の入口に 2 槽の廃液タンクが並んでいる。これは廃アルカリと廃酸に分けられているが、実際には「化学工場等からのものではなく、堆肥化施設からの食品廃液や賞味期限のきれた牛乳とかジュースなどが中心、受入れ段階で処理対象廃液を選別しており、焼却炉の運転管理上では問題にはならない」と小林副社長が補足した。

同社は、この焼却工場の並びに白井再資源堆肥化センターを 2000 年 9 月に設立、食品循環資源のリサイクル事業を転換している。同センターについては、小林副社長に説明を聞いた。同施設については別の機会に紹介する。

□----

おわりに

同社の業務内容は、(株)フジコー(白井事業所)を中心にして(有)白井遊楽ファーム(有機農産物の生産販売)、(株)フジコー相模原の二つの子会社によって構成されている。創業当時の有害動物昆虫等の防除事業をはじめとして解体工事業、焼却・破砕事業、堆肥化事業とそれぞれの事業を有機的に機能させながら、有機農産物の生産販売まで拡充、いわゆる循環型社会の形成を現場から実践している印象を受けた。小林副社長に案内されて工場内を歩く過程で二つの異質のエリアを見た。工場入口のエリアには「この中の端材(材料)は無料です。ご自由にお持ち帰りください」の看板、ちょうど何も無かったが「家屋を解体した廃材で使用可能なものがあり、それを並べて置いただけですが結構人気があります」と聞いた。もう一

つは、焼却工場の奥のネットを張った鶏飼育場である。「この鶏は、養鶏場で卵を生まなくなり、廃棄されるものですが、こうして放し飼いとするとまた生み出すのですよ、今 500 羽位います。休みの日には近所の人に開放しています」と小林副社長は説明する。

コンポストセンターで生産されたコンポストは、無料で周辺農家に提供している。周辺には、梨畑が多く立地条件にも恵まれているが「当初は、いろいろ警戒もされましたが、実際に使っただいてよければということですから、最近では定着してきました」と、コンポスト無料提供の実情を語った。

白井事業所は、建設途上の事務所棟、第 2 期の焼却工場と工事現場さながらだった。再資源化センターでは、奥のストックヤードの余裕地に「乾式メタン発酵施設」の建設も予定されており、なお建設途上は続くものと見られる。

同社の業務展開の歴史を聞くと、白蟻防除に始まって、解体家屋を中心とする建設廃材の中間処理・リサイクルへの対応、一方、食品廃棄物の飼料化、堆肥化の試験の中から堆肥化を事業化し、業務の拡充に成功、将来展望としてのメタン発酵技術への挑戦と業務範囲の中から、文字通り有機的関連をじっくりと見つめながら次世代業務に挑戦する、一つの展開パターンを確率、着実な産業廃棄物問題への取組みと業務拡大を一体化した経営方針が読みとれる。桑原社長は「何事も信念を持ち、自己責任の基に実行すること」を強調した。社長とは年齢差のある小林、山本二人の取締役の案内の過程で、その熱心な姿に内心驚き、感心しながら(株)フジコー白井事業所を後にした。

● 編集後記 ●

秋たけなわで、各地の紅葉状況が話題を呼んでいます。「産廃振興財団ニュース」平成 15 年 10 月号をお届けします。

今回は、初夏 6 月に成立しました原状回復特別措置法に基づく基本方針、産廃税検討会が議論を進めています政策手段としての税のあり方についての中間的な論点の整理を中心に、その内容、動向の解説を環境省の担当課にお願いしました。皆さんの関心に応えられるものと思います。

7 月に当財団の初代専務理事に就任しま

した浜田康敬元水道環境部長に、その所信を述べていただきました。浜田専務理事は、平成 9 年の廃棄物処理法改正(課長)そして平成 12 年の同法改正(部長)を手掛けられ、これらは何れも産業廃棄物対策を中心とした改正であり、今日の制度づくりに努力された経歴の持ち主です。

当財団の活動状況としましては不法投棄未然防止検討委員会の報告書概要、第 10 回目を迎えました「全国担当者会議」の開催予定の紹介、リサイクルネットの状況な

ど活動状況を紹介しています。

事業活動の一つである債務保証業務シリーズは第 14 回目を迎えて、今回は建設廃材のリサイクルと焼却処理、コンポストで活躍する(株)フジコーの白井事業所を探索しました。

財団ニュースの編集にあたって多くの皆様のご協力をいただき、お礼申し上げます。また、本紙の内容について読者の皆様の忌憚のないご意見をいただき、編集に生かしたいと考えています。

